

# 長野県庁インターンシップ／オープン・カンパニー実施要領

## 1 目的

この要領は、長野県（以下「県」という。）が学生に対して県の機関における就業体験や職場見学（以下「実習等」という。）の機会を設けることについて必要な事項を定めることにより、学生の就業意識の向上及び県政に対する理解の促進に資することを目的とする。

## 2 実習等の区分

実習等の区分は、次の各号に掲げるところによる。

### (1) インターンシップ

県の機関において、県職員の指導及び監督の下で、県業務の企画立案、資料作成、その他実務補助を行う5日間以上の実習をいう。

### (2) オープン・カンパニー

上記以外のものをいう。

## 3 対象者

実習等の対象者は、大学（大学院を含む。）、短期大学、高等専門学校及び高等学校に在籍する学生とする。

## 4 申込手続

(1) 実習等を希望する学生は、県が指定する期間内に、県が指定する「長野県職員採用試験・選考ページ」により申し込むものとする。

(2) 県は、業務上の支障の有無等を勘案の上、受入れの可否等を決定し、実習等を希望する学生に通知する。

## 5 報酬等

県は、実習等に参加する学生（以下「参加者」という。）のうち、インターンシップに参加する学生に対して、第2（1）に規定する実習が県業務の遂行に資するものであることを鑑み、県職員以外の者の旅費又は費用弁償に関する規則（昭和33年11月17日規則第60号）に基づき、費用弁償を支給することができるものとする。

## 6 服務等

(1) 参加者は、実習等に関わる県の職員の指示及び指導に従い、参加中は実習等に専念しなければならない。

(2) 参加者は、県の職員が遵守すべき法令及び条例等を遵守し、県の職務の信用を失墜させる行為をしてはならない。

(3) 参加者は、実習等において知り得た情報（公開されているものを除く。）を漏らしてはならない。また、実習等終了後においても同様とする。

(4) 参加者は、実習等の成果を外部に発表する場合には、事前に県の承認を得なければならない。

(5) インターンシップに参加する者は、実習を実施する前に、県へ誓約書（別紙様式1）を提出するものとする。

## 7 事故等の責任

(1) インターンシップに参加する者は、実習における事故等に備え、傷害保険及び賠償責任保険に加入し、実習における事故等に関しては、自らの責任で対応する。

(2) インターンシップに参加する者は、故意又は過失により6の(2)又は(3)の規定に反する行為を行った場合、県及び被害を受けた第三者に対して責任を負うものとし、当該参加者が加入する保険をもって補償に充てるものとする。

## 8 実習等の停止

県は、参加者の行為が誓約書の内容に反することその他の事情により実習等を継続することが困難であると判断した場合、実習等を停止することができる。

## 9 その他

この要領に定めるもののほか、実習等の実施に関して必要な事項は、県が別に定める。

### 附 則

この要領は、平成26年5月30日から施行する。

この要領は、令和5年6月5日から施行する。

この要領は、令和8年4月23日から施行する。

(別紙様式1・誓約書)

## 誓約書

令和 年 月 日

長野県知事 様

教育機関名

学部名

学科名

氏名

私は、長野県の機関において実習を実施するに当たり、下記の事項を遵守することを誓います。

### 記

- 1 実習に関わる長野県職員の指示及び指導に従い、参加中は実習に専念します。
- 2 長野県職員が遵守すべき法令及び条例等を遵守し、長野県の職務の信用を失墜させる行為は行いません。
- 3 実習において知り得た情報（公開されているものを除く。）は一切漏らしません。また、実習終了後においても同様とします。
- 4 実習終了後、実習の成果を外部に発表する場合には、事前に長野県の承認を得ます。
- 5 実習等における事故等に備え、傷害保険及び賠償責任保険に加入し、実習における事故等に関しては、自らの責任において対応します。
- 6 故意又は過失により上記2又は3の事項に反する行為を行った場合、長野県及び被害を受けた第三者に対して責任を負います。